



奈良市
Old History,
New Discovery.

(自由提案型・課題提示型) 民間提案における留意事項 ～奈良市公民連携デスク～

2025.05.26



TABLE OF CONTENT

01	はじめに・提案要件	01
02	対象外となる提案内容	02
03-1	提案主体1	03
03-2	提案主体2	04
03-3	提案主体3	05
04-1	提案にあたって1	06
04-2	提案にあたって2	07
05	提案方法等	08



01 はじめに・提案要件

奈良市における公民共創の推進ならびに社会課題解決の加速を図るため、民間企業やNPO等の団体様より社会課題の解決に資する民間提案を幅広く募ります。

提案にあたっては、「奈良市公民連携ガイドライン」ならびに「民間提案における留意事項」をご熟読のうえ、ご提案ください。

提案要件

以下、全ての要件を満たす提案を募集します。

要件① 知見の活用

民間ならではのアイデア、ノウハウ、テクノロジー等を活用していること

要件② 公益性

市が抱える課題の解決に資するなど、公益性があること

要件③ 事業効果

一定の費用対効果が見込まれること

02 対象外となる提案内容

公民連携デスクが受付する提案において、対象外となる内容

- ① 所管部署が存在する又は募集中の提案（所管・関連部署へ問い合わせ）
（例：サウンディング、PFI、ネーミングライツなど）
- ② 施設整備などのハード事業や、本市が保有する未利用の土地及び建物（遊休財産）の利活用に関する提案
（ただし、「課題提示型」として本市が課題として提示しているものは除く）
- ③ 企業の社会的責任（CSR）として取り組む社会貢献活動に関する提案や、本市の既存の取組と類似した提案（所管・関連部署へ問い合わせ）
（例：物品等の寄付・寄贈、イベント・講座の開催など）
- ④ 官民連携の取組につながらない営業目的の提案
- ⑤ その他、以下のいずれかに該当する提案
 - ア 法令や公序良俗に反するもの
 - イ 本市の施策や規定等に反する又は抵触するもの
 - ウ 政治的、宗教的な関連性や要素があるもの
 - エ 公共性、公平性に問題があるなど、連携を図ることが適当でないと判断したもの

03-1 提案主体1

(1) 自ら提案内容を遂行することができる民間事業者（個人事業主を含む）とします。

(2) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けません。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

② 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納している者（猶予制度の適用を受けているものを除く。）

③ 奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領又は奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けている者



03-2 提案主体2

④奈良市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第24号）に規定する団体又は関係機関等に該当する者

（以下、詳細）

- 1、暴力団（奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2、暴力団員（奈良市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3、暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 4、暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 5、自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 6、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 7、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 8、暴力団員と密接な交友関係を有する者

03-3 提案主体3

⑤会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人

(3) 提案を受け付けた後、(2)又は次のいずれかに該当する事実が判明した場合は、その後の調整等を中止することがあります。

- ①提案・計画内容の把握等に関し、提案者の協力が得られない場合
- ②提案内容の実施に関し、関係法令に基づき必要な許可・登録等を受けていない場合
- ③その他、提案内容の実施者として相応しくないと判断した場合



04-1 提案にあたって1

(1) 提案内容は、必要な範囲で、本市の関係部署及び関係団体と情報共有します。

(2) 提案内容によっては、結果の連絡までに時間を要する場合があります。

(3) 本市が提案への対応や実現に対して法的義務を負うものではなく、提案いただいた内容について、実現を確約するものではありません。

また、実現する場合にあっても、必ずしも提案者との連携、契約を確約するものではありません。

(4) 本市への提案及び本市との協議・調整に要する費用（旅費、資料作成費等）は、提案者において負担してください。

(5) 市の財政負担の有無に関わらず、様々なアイデアを取り入れたいと考えておりますが、自治体以外の第三者から収益を確保するなど、市に新たな財政負担が生じない提案にできないか、事業スキームの工夫等も検討してください。

04-2 提案にあたって2

(6) 市の事業費負担がある提案の実施に関しては、関係法令等に基づき、改めて、公募等（競争入札、企画提案競技（プロポーザル）等）を実施します。

また、公募等にあたって、提案者に対するインセンティブはありません。

なお、提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成する場合があります。提案者独自の権利やノウハウなどに不都合が生じる情報がある場合には、提案者のご希望を踏まえ、協議・配慮させていただきます。

(7) 提案後の対応及び提案の実現過程で、個人情報のほか、機密情報の取扱がある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

また、この取扱に関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。



05 提案方法等



・募集フォーム（自由提案型）

<https://logoform.jp/form/p6et/811314>

・募集フォーム（課題提示型）

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/4/210414.html>



(1) 実施に至った提案内容については、事前に提案者と協議を行ったうえで、本市ホームページ上で提案者や提案概要等を公表します。

(2) 提案の提出から事業の実施までの過程のなかで、本市から提供のあった情報については、その秘密を保持するとともに、本市からの承諾があった場合を除き、第三者への提供はできません。

(3) 本市では職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、奈良市情報公開条例（平成19年12月25日条例第45号）に基づき情報公開の対象となることから、情報公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等、公表により提案者に不都合が生じる情報以外は、公開の対象となります。



奈良市ホームページ「奈良市の公民連携情報」

<https://www.city.nara.lg.jp/site/narasikouminrenkei/>

～さいごに（目指す姿）～



①組織体制

- ・各部署が共通の考え方にに基づき主体的に公民連携を行っており、専門部署が必要な支援を行っている
- ・横断的な課題について、各部署が主体的に他部署と連携・調整して公民連携を行っており、専門部署が必要な支援を行っている

②組織風土

- ・公民連携が確立された手法となり、各部署において自発的に公民連携が行われている
- ・公平性やリスク管理の観点を本市職員が十分に理解し、各部署において積極的に公民連携が行われている

③公民連携推進に係る仕組み

- ・本市職員が基本的なルールやプロセスを理解しており、効率的・効果的な公民連携が行われている
- ・専門部署や各部署において先行事例やノウハウが十分に蓄積・共有され、効率的・効果的・継続的な公民連携が行われている

④公民の相互理解の 各課題における将来像

- ・公民が互いを理解し、行政が抱える課題やニーズに対し、効果的な民間提案が活発になされ、課題解決に資するイノベーションが生まれている



奈良市
Old History,
New Discovery.

奈良市 総合政策部 総合政策課（公民連携デスク）

〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

✉ sougouseisaku@city.nara.lg.jp